

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	マイクロフィルム撮影等業務（単価契約）
発 注 課	総務局 行政部 総務課
選 定 事 業 者	情報創造事業協同組合
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、本市の各部局で必要とするマイクロフィルムの撮影・複写・加工等の各種品目を業務の内容とし、本市全体として大量の発注となる。このため、本業務を委託する条件としては、撮影・複写・加工業務などの各種品目全てを受注可能であることや、緊急な場合や大量発注にも対応できることが要求される。</p> <p>また、撮影対象の文書には市民の個人情報を含む機密性の高い文書が存在することから、業務を市内で完結できることが求められる。これには、市内に機材・人員・作業場所等の、業務体制が常時整っており、同種の業務実績があることも必要である</p> <p>さらに、マイクロフィルムには法的証拠能力が必要なものも多いことから、それにふさわしい成果品を納入できる技術力も要求される。</p> <p>このような条件を満たし、契約の履行を確保できる者は、関連中小企業で構成される情報創造事業協同組合のみである。よって、本業務はその性質が競争入札に適さないものであることから随意契約とし、情報創造事業協同組合1社を特定して指名する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	平成31年 3月13日